

児童虐待防止対策の強化について（案）

| 当面の課題・ 施策の方向 | | 対応策 | |
|-------------------------|----------------------------|---|--|
| | | 法律改正を要することがあり得る事項 | 運用・予算関連事項 |
| 1 妊娠期からの切れ目ない支援のあり方について | ① 妊娠期からの相談しやすい体制の整備 | <u>ア 特定妊婦情報の連絡</u> ○ 特定妊婦に関する情報提供は、産科医療機関に限らず、地域における医療機関や児童福祉施設、学校等からも、市町村につなげる工夫が必要。 <u>イ 妊娠や出産の情報・乳幼児の健康状態の把握</u> ○ 児童虐待予防は母子保健分野において重要な取組と位置づけることが必要。 | <u>ア 特定妊婦情報の連絡</u> ○ 今後の妊婦健康診査においては、助産師や看護師等の相談の機会を設けるなど、妊婦の家庭環境や精神面等についても配慮しながら、支援の必要な妊婦を確実に把握していくことが重要。 <u>イ 妊娠や出産の情報・乳幼児の健康状態の把握</u> ○ ただちに手厚い支援が必要とまでは言えないが見守りなどが必要な妊産婦や乳幼児について、その情報を市町村の保健師や地域の支援機関につなぐことも必要。 ○ 小児科医をはじめとした医療・保健・福祉・教育の各機関が、連携しながら地域の中で保護者に対して寄り添って支援するような工夫が必要。 <u>ウ 妊娠等に関する相談窓口の周知と相談しやすい場の設置</u> ○ 妊娠をしても医療機関を受診せず誰にも相談しないなど、支援機関との接点を持たない事例について、どのように把握し支援につなげるかが課題。 こうした事例の中には、妊娠に関する相談窓口があること自体を知らない場合があることから、相談窓口の周知に当たっては、効果的な手法を工夫することが必要。 ○ NPOなどの民間機関を活用することが有効。 <u>エ 思春期からの生と性に関する啓発と研究</u> ○ 望まない妊娠を減らし、望まれる妊娠へと転換していくためには、思春期の子どもたちに対し、命の尊さや妊娠・出産や避妊に関する内容に加え、妊娠した場合の対応や相談機関に関する情報等についても啓発することが大切。併せて、生と性に関する啓発について研究することも必要。 |
| | ② 妊娠を抱え込まず出産しやすい環境づくり | <u>イ 家族・友人等の周囲の者の妊婦への支援</u> ○ 家族や友人、地域の人たちなど周囲の人が妊娠を積極的に受けとめ、妊婦健康診査の受診を勧めたり、相談窓口の存在を本人に伝え相談することを促すといった協力を求めていく取組も必要。 | <u>ア 妊婦健康診査や分娩費用の費用負担軽減の周知</u> ○ 妊婦健康診査にかかる費用は、地方財政措置が講じられていること、また、分娩費用については入院助産制度などが設けられていることを積極的に周知し、ためらわず医療機関との接点を持つように配慮。 |
| | ③ 妊娠から出産・子育てに至る切れ目ない支援の仕組み | | <u>ア 家庭での養育状況を把握するために行政との接点を増やす取組</u> ○ 乳幼児健康診査を有効活用するなど、よりの確に虐待リスクを発見できるよう工夫するとともに、必要に応じて継続的にフォローすることを確実に実施。 ○ 乳幼児健康診査を未受診の家庭に対しては、市町村は地域の実情に応じた様々な手法により、接点を設けるための取組を継続的に実施。 ○ 接点を持ちにくい家庭に対する支援のあり方として、地域での訪問型支援は有効。ただし、そのための専門職員の確保と質の向上が必要。 ○ 里親家庭に対する支援も重要であることから、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業について、里親家庭も対象であることを明確化した上で、積極的に活用することの検討 |

| 当面の課題・ 施策の方向 | | 対応策 | |
|-----------------------------|--|-------------------|---|
| | | 法律改正を要することがあり得る事項 | 運用・予算関連事項 |
| | | | <p>が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所・幼稚園・認定こども園に就園していない場合など行政との接点を持ちにくい家庭もあることから、行政との接点を増やす取組を検討。 <p><u>イ 妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や継続的支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健師や子育てケアマネージャーが担当者となって、妊娠期からの支援プランを作成するといった事例を参考に、地域の実情に応じた妊娠期から子育て期にわたり継続的に支援する体制を整備。 ○ 妊娠期から婦人相談所や社会的養護の施設である母子生活支援施設などを活用した支援についても検討が必要。 <p><u>ウ 養育者の精神的な問題に対する精神科医療機関との連携</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村の保健・福祉担当と産科医療機関、小児科医療機関、精神科医療機関との連携が必要。 ○ 要保護児童対策地域協議会に精神科医療機関の参加を求めていくことも検討。 |
| ④ 支援が必要な家庭の情報を共有して支援につなぐ仕組み | | | <p><u>ア 保育所・幼稚園・認定こども園から小学校、小学校から中学校へ必要な情報が引き継がれる取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所、幼稚園、認定こども園が虐待リスク等、家庭の養育環境に関する情報を把握した場合には、当該情報が小学校に、小学校が当該情報を把握した場合には、中学校に引き継がれる工夫が必要。 <p><u>イ 学校や保育所等が支援の必要な子どもを発見して関係機関と連携する取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 虐待を発見しやすい立場にある学校や保育所等の職員は、虐待を発見するポイント・発見後の対応の仕方などについて理解を深めることが重要であり、教員の養成課程や研修等において虐待に関する内容を充実させることについて検討が必要である。その中で、要保護児童対策地域協議会を活用する意義を理解してもらうことも重要。 <p><u>ウ スクールソーシャルワーカー等の積極的活用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学齢児においては、保健部門や福祉部門と学校との連携により、支援が必要な子どもを早期に発見して関係機関につなぐために、スクールソーシャルワーカーの役割が重要であり、スクールソーシャルワーカーの活用と配置の充実が必要。 ○ 家庭に課題を抱えた子どもの心のケアにはスクールカウンセラーの役割が重要であり、スクールカウンセラーの積極的な活用が必要。 |
| ⑤ 学校、病院等の組織としての通告の周知徹底 | | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校、児童福祉施設、病院等の子どもの福祉に業務上関係のある団体は早期発見に努めることとされているが、組織としての通告となると必ずしもうまく機能していない場合がある。確実な通告が行われるためには、職員等に委ねるのではなく、組織としても虐待防止に取り組むことが重要。 |

| 当面の課題・ 施策の方向 | | 対応策 | |
|-----------------------------------|---------------------------------------|---|---|
| | | 法律改正を要することがあり得る事項 | 運用・予算関連事項 |
| 2 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化について | ① 見落としや初期対応の遅れをなくするための関係機関の連携 | <p><u>イ 支援方針の共有と関係機関の役割分担の明確化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所と市町村は、支援などの内容に重なる部分があることから、方針を共有しどの機関がどの部分に対応するかを明確にすることで、より効率よく効果的に支援を実施することが可能。 ○ 各機関が行っている支援の方向性については、定期的に再評価することで、家庭の養育状況の変化を踏まえた適切な支援を行えるようにすることが必要。 ○ 通告を受けた児童相談所と市町村は、それぞれ自ら子どもの安全確認を行った上で、共通のアセスメント方法に基づき責任機関を判断し、相互にその判断を尊重する仕組みとすることが有効。 ○ 現行の市町村から児童相談所への事案の送致の規定に加え、児童相談所から市町村へ送致する仕組みを整備することについて検討が必要。 | <p><u>ア アセスメントの共有</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 初期対応を確実に実施するためには、家庭の養育状況に関する情報を関係機関が共有した上で、共通で利用できるアセスメント方法を開発・共有し、関係機関が相互に納得して適切な対応方針を策定することが有効。 <p><u>ウ 専門的知見に基づく相談・助言の実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談や支援を行う過程で判断に迷う場合があるが、そのような場合、児童相談所に弁護士や警察官OB等から専門的知見に基づく相談・助言が受けられる体制があれば有効。 ○ 同様の観点から市町村が支援方針について適切な判断を行えるよう、定期的に市町村を巡回して専門的に助言する者を児童相談所等に配置するなどの体制整備の工夫も必要。 |
| | ② 市町村と児童相談所との役割分担の明確化と必要な支援を実施できる体制強化 | | <p><u>ア 市町村が果たす役割</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村も介入的な機能を果たす機会が増加しているが、同時に、市町村は住民に近い存在として継続的な支援を行う中核的な役割を担っていることから、市町村と児童相談所で共通のアセスメント方法を利用し、相互の役割分担を明確にした上で、連携しつつ、支援をしていくことについて検討が必要。 ○ 要支援児童について多様な育児支援策の充実や、使いやすいサービスメニューを積極的に活用、展開していくことが虐待防止につながるとともに市町村や児童相談所の負担軽減を図る上でも有効。 ○ 今後の市町村の役割を考えるにあたっては、市町村の状況や意見を把握し、慎重に検討していくことが必要。 ○ 面前DVによる心理的虐待は、DV自体がなくなる限りなくなるため、市町村のDV対策等の窓口と連携していくことについて検討が必要。 <p><u>イ 市町村と児童相談所の体制強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村も複雑な事情を抱えたケースも多い中で、要保護児童対策地域協議会の運営、緊急対応等を行っている。このため、市町村職員の専門性を高めることが必要。 ○ 相談対応をする家庭相談員の人材確保について、市町村にも虐待対応を行う上での適切な職員配置と、専門的人材が得られるような工夫が必要。 ○ 児童相談所が初期対応に追われて、各事例のフォローアップが十分にできない状況を改善することが必要であり、児童相談所の業務に見合う職員配置が重要。 ○ 民間団体の活用や民間団体職員の柔軟な任用等を行うなど、外部の専門家を活用する工夫も重要。また、地域の人材が不足しているのであれば、こうした分野で活躍してもらえる人材や機関を育成していくことも必要。 ○ 都道府県職員と市町村職員の人事交流や、市町村職員の児童相談所への派遣などにより、様々な経験を積むことは有効。 ○ 中核市やその他の市の役割として、将来的には、都道府県及び政令市で行っていることを担っていくことも検討することが必要。ただし、その場合においても、人口減少と少子高齢化に直面し、財政的な問題も抱えている状況や、地域による力量等の格差を踏まえることが必要。 |

| 当面の課題・ 施策の方向 | | 対応策 | |
|---|--|--|---|
| | | 法律改正を要することがあり得る事項 | 運用・予算関連事項 |
| 3 要保護 児童対策 地域協議 会の機能 強化につ いて | ① 協議会 参加機関 が役割分 担による 支援を迅 速かつ確 実に実施 するため の工夫 | <p><u>ア 全ての市町村における協議会の設置</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての市町村において協議会が設置されるよう検討が必要。 | <p><u>イ 協議会参加機関に情報が届く仕組み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協議会で把握された各事例の情報が、参加各機関に迅速かつ確実に届く仕組みや、協議会に登録された事例の状況や支援状況等の情報を収集・蓄積できる仕組みが必要。 ○ 社会的養護の関係施設等の施設長や専門職等も個別ケース検討会議に限らず進行管理を行う会議にも参加する等、積極的に協議会に関わっていくことについて検討が必要。 <p><u>ウ 関係機関が情報提供を行いやすい仕組み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関が情報提供を行いやすくなるよう、どこまでなら情報提供が認められるのかといったことを具体的に例示することが有効。その際、個人情報保護との関係をどう整理するかも併せて検討。 <p><u>エ 協議会の運営方法の見直し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協議会の登録ケースが増加したことにより、実務者会議における関係機関間での十分な情報共有が困難な場合がある。このため、例えば、部会方式や参加者を限定した機関での連絡会の実施などの運営方法の工夫が必要。 <p><u>オ 協議会の対象とされている特定妊婦、要支援児童を確実に把握する工夫</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定妊婦や要支援児童について、その定義、把握方法、支援方法について整理し、関係機関で共有することが重要。 ○ 医療機関は、子どもの状況を把握することができる地域の身近な機関であり、子どもの心身の健康、発達障害等に対する専門の見地からの支援も可能であることから、医療機関が要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議への参加等、積極的に関わっていくように検討することが必要。 <p><u>カ 養育者の精神的な問題に対応するための機関連携</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 養育者に精神面での問題がみられることがあるため、精神保健・医療分野との連携の強化が必要。 <p><u>キ 親子関係再構築に関する協議会の関与</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 親子関係再構築に関する検討においても、協議会が関与することについて検討が必要。 |
| | ② 協議会 調整機関 の専門性 強化と支 援の役割 分担の明 確化 | <p><u>ア 支援内容が重複したり、複数の判断がある場合の調整</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調整機関が主たる援助機関を定めたり、支援内容の集約と支援方針を一本化する役割を明確に付与することも必要。そのためには、新たに得られた個々のケースに関する情報について、調整機関が、一元的に把握できるようにすることについて検討が必要。 <p><u>イ 協議会調整機関の専門性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調整機関が、各機関の支援の調整を行うマネジメント、協議会の進行管理の役割等を円滑に果たすためには、職員の高い専門性が必須。そのためには調整機関への専門職員配置が必要。 | <p><u>イ 協議会調整機関の専門性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平素から関係機関間の連携等が容易になるよう、専門職員については一定の期間継続して勤務することや、異動時の引継ぎが十分に行われるような配慮が必要。 <p><u>ウ 専門性強化のための研修</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 虐待対応に関する知識を深め、それぞれの機関の役割を認識するために、例えば具体的な事例の検証を通じて相互の役割を確認し合うなど、協議会の関係機関で構成される多機関多職種による 合同研修の実施が有効。 |

| 当面の課題・ 施策の方向 | | 対応策 | |
|--|-----------------------------|--|---|
| | | 法律改正を要することがあり得る事項 | 運用・予算関連事項 |
| | | | <p><u>エ 協議会への児童相談所の積極的関与</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所の事例を協議会へ確実に登録、市町村へのスーパーバイズ、市町村の子育て支援サービスを把握し、所管市町村間の連携を図るなど、児童相談所の協議会への主体的な関与が必要。 ○ 児童相談所は協議会の助言者の役割と支援者としての役割をそれぞれ積極的に果たすことが重要。 <p><u>オ 子育て支援事業の活用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協議会がその機能を十分に発揮するためには、協議会の登録の際に要保護児童と特定妊婦・要支援児童とを分けて位置づけることも有効。 ○ 要支援児童については、多様な育児支援を積極的に活用・連携し、地域全体で支えとともに虐待予防につなげる。そのことが結果的に協議会や児童相談所の負担軽減にもつながる。 ○ このような子育て支援事業に携わる者に対しては、虐待対応の知識に関する研修を実施することが必要。 |
| 4 児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備について | ① 児童相談所が専門的な支援を確実にするための体制強化 | <p><u>ア 児童相談所職員の配置</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所の児童福祉司の人員増やスーパーバイザー、児童心理司、医師、保健師等の専門職の配置の充実が必要であり、その配置のあり方についても検討が必要。 <p><u>ウ 児童福祉司の国家資格化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉司の専門性の向上を担保するため、ソーシャルワークに着目した国家資格化を目指した検討が必要。ただし、資格化に至るまでには様々な課題を整理することが必要。 ○ 資格化の検討に限らず、児童福祉司の専門性を高める方策についても検討が必要。 | <p><u>ア 児童相談所職員の配置</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法的権限行使の際には、弁護士との関与が有用であり、弁護士が日常的に児童相談所と関わることで、迅速な判断等を行うことが可能。 <p><u>イ 児童相談所職員の専門性確保のための専門研修を充実</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高い専門性を持った職員を養成するための教育・学習システムが必要。また、児童福祉司を専門職として採用することについて検討が必要。 <p><u>エ 夜間休日の相談・通告への対応</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本年7月から3桁の児童相談所全国共通ダイヤル（189）が導入されたところであり、積極的な周知が必要。 ○ 初動の重要性を考えれば、夜間休日対応も含め、的確なアセスメントができるように、児童相談所を含む地域の関係機関でどのような工夫ができるのか検討が必要。 <p><u>オ 警察とのさらなる連携強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所と警察の相互の協力を図るため、平素からの情報交換や合同の研修の実施が重要。また、警察官の出向や警察官OBが配置されることで警察署との連携や、専門的助言も得られることから、配置は効果的。 ○ 現に子どもが虐待されているおそれがあり、緊急の対応が必要と判断され、かつ、児童相談所だけでは職務の執行が困難な場合等に行う警察への援助要請が円滑に進むよう、事前に相互理解を図っておくことが重要。 ○ 警察関係者の見解のみに依存することのないよう留意すべきとの意見もあった。 |

| 当面の課題・ 施策の方向 | | 対応策 | |
|-----------------|-----------------------------------|---|---|
| | | 法律改正を要することがあり得る事項 | 運用・予算関連事項 |
| | | | <p><u>カ 児童相談所の体制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所の役割である子育ての悩み相談は主として、非行やひきこもりというような専門的な問題を抱えた子どもに対する親の子育て支援であることを理解してもらうことが必要。 |
| | <p>② 専門的な支援を効果的に行うための役割分担の明確化</p> | <p><u>ア 介入機能と支援機能の分離</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介入と支援を同一機関が行う場合、児童虐待事案への介入、特に職権保護や立入調査のような法的権限の行使に際して、その後の支援や対応のことを考え担当者が躊躇することがあることに留意が必要。 ○ 虐待対応については、各機能をそれぞれ別の機関に分けて充実させていくことや、各機能を分離せず、専門職員を増やすことにより充実させていくこと等について検討が必要。 ○ 通告・調査・アセスメント・法による介入を行う機能と、虐待予防・親子再統合・保護者支援（在宅支援を含む）・子どもの支援（心理的治療を含む）を行う機能に分けることについて検討する際には、支援やケアを担当する職員と介入する職員を別にするための検討も必要。 ○ 児童相談所が、介入機能ではなく支援機能の役割を担うことが必要という意見については、介入機能と支援機能をどう分化させていくのかについて、今後検討した上での判断が必要。 ○ 介入機能と支援機能とを分離する場合、それぞれの機能を司る機関でソーシャルワーク等をどのように展開すべきかを検討するため、制度設計と並行してモデル事業の実施が必要。 ○ これまで、支援になじむ児童相談所に権限を与える形で虐待対応の制度を構築してきたが、現在の体制が有効に働いていない。 子どもの保護機関と家族の支援機関に分割して、都道府県が運営し、その支援機関と市町村や民間が連携して支援を提供していくことが重要。 ○ 児童相談所の現場では、子どもの育ちをどう応援するかということがベースにあり、支援だけではなく、介入的支援という枠組みを作っていくことも必要。 ○ 現行制度の中で何ができるかをまずは考えていくことも必要であり、現状を踏まえた役割分担や連携、体制の強化などについて検討する必要。 ○ 市町村も児童虐待の通告先となって10年経過し、協議会の中で児童相談所と市町村が、どこに軸足を置いて何ができるのかが積み上がってきている段階であり、それを踏まえてどのようなシステムが必要かを検討する必要。 ○ また、長期的な視野で現在のシステムを見直し、虐待対応と相談支援を分割して、集中的に通告を受けて緊急度等を判断し、対応すべき機関へ指示を出すことを専門に行うトリアージセンターのような別機関を設けることを検討することが必要。ただし、その際には、児童相談所の人員体制の強化と専門性の確保が必要。 ○ 危機介入および支援を行う機関をバックアップする拠点について検討が必要。 ○ トリアージは、緊急でなくても早くに支援ができなかったことで発生している死亡事例もあるなど、専門性が高くないとできない。このため、前提としてまずはどのように担当職員の専門性を上げていくかを検討することが必要。 | <p><u>イ 市町村や民間団体との役割分担と民間団体とのパートナーシップ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所が、泣き声通告等を受けたとしても、その後の対応を市町村やNPOなどの児童相談所以外の団体において実施するなど、業務の再整理についてどのような考えがあり得るか、また、それぞれのメリット・デメリットについて検討。 ○ 親子再統合事業やペアレントトレーニングあるいは安全確認に実績を有する団体がある場合には、それらを民間団体に委託することが考えられる。但し、児童相談所が一定の関わりを持ちつつ、判断の責任は児童相談所が負う形での実施が適当。 ○ 公募型で従来の社会福祉法人あるいはNPO法人、あるいは民間団体等が参画できる虐待介入のモデル事業を実施することを検討することが必要。 <p><u>ウ 児童家庭支援センターの相談体制を強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の子育て支援拠点などと児童家庭支援センターが連携して、地域の中での相談・居場所づくりが行えるようにすることが必要。 <p><u>オ 児童の心理的負担に配慮した面接手法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特に性的虐待の事案を念頭に、児童の心理的負担軽減やメンタルヘルスの評価を行えるよう、地域の取組事例を参考に、多機関連携チームなど負担軽減に配慮した面接のあり方について検討が必要。 <p><u>カ 関係機関等との連携による専門的な支援体制の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 虐待の影響による、思春期等、発達段階における非行や引きこもり、精神症状などに対して、継続的な治療が可能な専門的な支援について検討が必要。 |

| 当面の課題・ 施策の方向 | | 対応策 | |
|--|---|--|--|
| | | 法律改正を要することがあり得る事項 | 運用・予算関連事項 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ○ トリアージセンターの創設も考え方の1つであるが、緊急度の判断を適切に行うことができるのかということや、地域の力量等のメリット、デメリットを議論していくことが必要。 <p><u>エ 更なる司法関与について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の虐待対応への司法の関わりは部分的であり、長期的には司法は様々な場面で関わるべき。しかし、こうした見直しの検討に先んじて行政施策に対する司法の関与のあり方に応じた児童相談所の将来像の明確化、本格的な職員の専門性の向上、児童相談所の機能や役割の整理などが必要。 ○ 従来のソーシャルワークから、法律家との協働による法的視点をもったソーシャルワークモデルについて検討が必要。 ○ 児童福祉法第 28 条の措置や親権の停止などの現行制度の活用状況の把握や、裁判例の分析、更なる司法関与の必要性や要件、効果等について事前に十分な整理が必要であり、その上で、現行制度の課題、改善点及び将来目指すべき司法関与の仕組みについて検討が必要。 ○ 児童虐待に対する司法関与のうち民事上の側面については、平成 23 年の民法等改正の過程で議論を尽くしている。検討した内容が盛り込まれなかったのはそれなりの理由があったので、それを覆す実践やデータの収集等について検討が必要。 ○ 司法は中立・公正な機関であり親の権利擁護等を考慮せざるを得ないため子どもの保護にとっては、短期的にはマイナス面もあるということは考えておくことが必要。 ○ 司法の関与については、あるべき制度を考えていく必要があるが、司法関与を強めていくための前提条件として、資格化による児童相談所の専門性の確保・向上や相談機能の強化の検討が必要。 ○ 国や児童相談所が今ある制度を十分使いこなすことが重要であり、それを踏まえた上での改正の検討が必要。 ○ 司法関与を検討するにあたっては、予防から自立に向けて、子どもの安全確保と家族の支援という一つの理念が、貫かれているということが重要。 | |
| 5 緊急時 における 安全確認、 安全確保 の迅速な 実施につ いて | ① 臨検・捜 索の実施 件数が少 ない理由 等の実態 の把握 | | ○ 臨検・捜索のあり方を議論する前提として、これまでの臨検・捜索実施件数が少ない理由、迅速に行われないうことで弊害が生じているのかを確認することが必要。 |
| | ② 臨検・捜 索を迅速 に執行す るための 工夫 | ○ 事例によっては、例えば、立ち入り調査等のステップを踏まずに、直ちに臨検・捜索をすることが可能となることを検討。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 手続きの全体像や標準的な流れを簡潔に示したマニュアルと標準的な進行スケジュールを策定して示すことが有効。 ○ 既存のものよりさらに詳しい必要な書式の整備やQ & Aの作成も有効。 |

| 当面の課題・ 施策の方向 | | 対応策 | |
|--|---|---|---|
| | | 法律改正を要することがあり得る事項 | 運用・予算関連事項 |
| 6 児童の 安全確保 を最優先 した一時 保護の実 施につい て | ① 一時保 護の積極 的実施の 検討 | | ○ 虐待によって子どもの安全が脅かされていることが疑われるものの、その時点で得られている情報や、これまでの事例などに照らして緊急保護を行うかどうかの限界事例であって、判断に迷う場合は、原則一時保護を行うことを明確化することを検討。 |
| | ② 一時保 護の更な る量的拡 大と一時 保護の見 直し | <u>ウ 一時保護所の運営委託</u> ○ 一時保護所の運営の外部への委託を可能とすることを検討。その場合においても、委託の責任者としての責任を担う児童相談所において、委託先のサービスの質の確保及び子どもの状況把握について確実に行われることが必要であるため、委託先を決定するための基準の検討が必要。 | <u>ア 一時保護所の整備促進</u> ○ 一時保護定員が不足している地域における一時保護所の整備を促進。 <u>イ 一時保護委託先の確保</u> ○ 児童養護施設や乳児院及び里親等への一時保護委託の積極的な実施が必要であり、一時保護委託を受け入れやすくするための方策を検討。 ○ 一時保護委託された子どもを施設等入所児童と分けて支援することについて検討が必要。 ○ 乳児の一時保護委託については、専ら乳児院が担ってきたことも踏まえ、児童相談所と委託を受ける側の役割分担を明確にするとともに、体質や体調を把握しづらいという乳児固有のリスク等があることを考慮することが必要。 ○ 乳児の一時保護委託の場合、子どもの状況把握が事前には十分に行えないという課題があることに留意が必要。 ○ 一時保護委託中の子どもや保護者との面接は、あくまで児童相談所の児童福祉司や児童心理司が行うことを原則とするなど、児童相談所の責任を明確化しておくことについて検討が必要。 ○ 施設への一時保護委託を行う場合、その期間を安心して過ごせるような配慮が必要。 <u>エ 一時保護の見直し</u> ○ 一時保護の際に混合処遇が行われている状況等を踏まえ、より適切にアセスメントや個別のケアが行えるよう検討が必要。 |
| | ③ 一時保 護の更な る質の向 上 | <u>ア 一時保護所の職員配置基準</u> ○ 一時保護所は、子どもの受け入れに 24 時間対応し、子どもの心理的・肉体的状況を早期に把握しなければならないが、子どもの年齢構成は幼児から思春期までと幅広いことに加えて、一時保護に至った背景も非行、虐待あるいは養育困難など様々である。また、一時保護所に入所する子どもは、親子分離直後であるなどとりわけ心理的に不安定な時期にあることから、深く心に向き合った支援を行うことが重要であり、そうした対応を実施できるだけの体制について検討が必要。 | <u>イ 保護・支援の質の向上</u> ○ 保護・支援を受ける子どもの立場に立った質の向上のため、外部の者による評価を受ける仕組みを検討。 <u>ウ 一時保護中における学習支援</u> ○ 一時保護中の子どもの教育が保障される方策について検討が必要。 |

| 当面の課題・ 施策の方向 | | 対応策 | |
|----------------------|----------------------------|---|---|
| | | 法律改正を要することがあり得る事項 | 運用・予算関連事項 |
| | ④ 児童相談所等が正確な情報を迅速に入手できる仕組み | <ul style="list-style-type: none"> ○ 的確なアセスメントを行うためには、児童相談所等が関係機関から正確な情報を迅速に入手できる仕組みが必要。そのため、児童相談所等が行う調査に対する関係機関の回答義務化を検討。 ○ 回答義務化を検討するにあたっては、児童相談所から関係機関へのフィードバックが適切に行われる体制が取られることも併せて検討することが必要。 | |
| 7 親子関係再構築等のための取組について | ① 親子関係再構築における介入機能と支援機能の分離 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所が強制的に介入し親子分離させた場合には、親子関係再構築支援の取組に支障が生じる場合がある。 こうした課題に対応する1つの手法として、親子分離を行う機能と親子関係再構築支援を行う機能を分けることが考えられるが、職員の役割をそれぞれの機能に特化することの有効性や機能を分けることの必要性などについて検証が必要である。また、児童相談所のあり方のみならず、現在の支援システムそのもののあり方の見直しにつながることから、丁寧な検討が必要。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 親子関係再構築支援については、子どもの状況を日常的に把握するとともに保護者の面会に対応するなど、子ども・保護者双方との間で良好な関係を維持し一定の信頼関係を有する施設が、児童相談所の技術的な助言や支援等を受けながら、その役割を担うことについて検討。 |
| | ② 児童養護施設等の機能の明確化及び支援体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども、保護者と日常的に接する機会の多い児童養護施設等の機能として親子関係再構築支援を明確に位置づけるとともに、親子関係再構築の支援体制の強化について検討。 その際、児童養護施設等における親子関係再構築支援の質を担保する観点から、手法の確立やプロセスの標準化についても検討が必要。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童養護施設等に配置されている家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）について、親子関係再構築支援に係る必要な業務量に対応した配置ができるようにすることを検討。 ○ 里親やファミリーホームに委託されている子どもに係る親子関係再構築支援においては、家庭支援専門相談員、里親支援機関や専門里親との連携による支援のあり方について検討が必要。 |
| | ③ 児童家庭支援センターの更なる活用 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童家庭支援センターも親子関係再構築支援の担い手となり得ることから、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として設置数の拡大と更なる機能強化が必要。 ○ 児童家庭支援センターの拡充を図るためには、その役割の明確化を図るとともに、児童家庭支援センターに対する支援の充実について検討が必要。 |
| | ④ 地域子ども・子育て支援事業等の活用 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 親子関係再構築支援を行うに当たっては、地域において子育て支援を行う施設や機関が児童相談所や児童家庭支援センターと効果的に連携していく手法を検討することも必要。 ○ 児童養護施設等が行う子育て短期支援事業（ショートステイ）は、短期間親子分離することにより親子関係の安定化を図るなどの効果的な取組となっていることから、この事業の一層の充実を図ることについて検討が必要。 |
| | ⑤ 特別養子縁組制度のあり方の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 現状の特別養子縁組制度は、年齢に制限があり、また、児童相談所からの申し立てができない。このため、子どもの福祉の視点から特別養子縁組制度について、普通養子縁組制度との関係、家族関係法制全体との関係、縁組成立後の養親及び子どもに対する支援策などの課題を整理していくことが必要。 | |

| 当面の課題・ 施策の方向 | | 対応策 | |
|--|---|--|-----------|
| | | 法律改正を要することがあり得る事項 | 運用・予算関連事項 |
| ⑥ 家庭復 帰に向け た保護者 や子ども の理解の 促進 | ○ 親子関係再構築支援は、子どもと保護者とを一体的に支援することが効果的であり、その方策として、家庭への訪問支援のほか、通所支援や一時宿泊型の支援についても母子生活支援施設の利用を含め、様々な手法について検討が必要。 | ○ 家庭復帰を計画的に進めるためには、保護者や子どもに自らの置かれている状況について丁寧に説明し、その理解を促すことが必要。 ○ 家庭の事情が様々であることに留意し、それぞれが抱える課題に合わせて多様なプログラムを適用できるようにするなど、プログラムの質の担保が必要。 ○ 親子関係再構築支援を行う児童養護施設等においても、こうしたプログラムの習得が必要であり、児童相談所からの専門的・技術的支援や、家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の技術向上のための研修等の検討が必要。 | |
| | ○ 親子関係再構築支援は、子どもと保護者とを一体的に支援することが効果的であり、その方策として、家庭への訪問支援のほか、通所支援や一時宿泊型の支援についても母子生活支援施設の利用を含め、様々な手法について検討が必要。 | ○ 児童養護施設等において、あらかじめ家庭復帰を見通した支援を実施する際には、①親子関係など施設入所前の状況を含めた子どもの正確なアセスメントを行うこと、②措置解除後に虐待が再発しかねない状況に至った場合に速やかに子どもを守る体制が地域にあるか等の情報を共有することが重要。 ○ このため、①児童養護施設等に入所する入口の段階では、子どもの情報を的確に得ることができるよう、②児童養護施設等を退所する出口の段階では、親子が生活することとなる地域の状況を把握することができるよう、児童相談所や児童養護施設等と市町村の関係機関（母子保健、保育などの子育て支援サービス、学校等の教育関係の機関、医療機関など）との密接な連携が必要。 ○ 児童相談所が子どもの家庭復帰の判断を行うに際しては、児童相談所と児童養護施設等との間で十分に情報の共有を図り、子ども、保護者及び家庭の状況に対する児童相談所の認識と児童養護施設等の認識を統一することが、復帰後の支援を円滑に実施する上でも重要。 | |
| | ○ 児童相談所は、一時保護の解除の場合も含め、家庭復帰の検討段階から市町村と情報を共有するとともに、家庭復帰後は、児童相談所や施設等及び市町村の関係機関（母子保健、保育などの子育て支援サービス、学校等の教育関係の機関、医療機関など）が、要保護児童対策地域協議会において情報を共有し、市町村による支援をバックアップする体制が必要。 なお、要保護児童対策地域協議会がその役割を十分に果たすためには、児童養護施設等をはじめとする親子関係再構築支援に取り組む関係施設・機関の積極的な関わりが重要。 | ○ 子どもが家庭復帰した場合には、安定的な親子関係の継続に配慮することが必要であり、児童相談所による一定期間の指導の実施に加え、施設等（児童養護施設等、里親及びファミリーホームをいう。以下同じ。）や子どもとその保護者の居住地の市町村においても、虐待の再発防止のための支援についてより一層の役割を担っていくことが必要。 ○ 親子関係が再構築できた母子について円滑な地域生活への移行に向けて親子関係の安定化を図るために必要な場合には、母子生活支援施設に一時的に入所させるなどの仕組みについても検討。 | |
| ⑦ 児童養 護施設等 と関係機 関の連携 | ○ 児童相談所は、一時保護の解除の場合も含め、家庭復帰の検討段階から市町村と情報を共有するとともに、家庭復帰後は、児童相談所や施設等及び市町村の関係機関（母子保健、保育などの子育て支援サービス、学校等の教育関係の機関、医療機関など）が、要保護児童対策地域協議会において情報を共有し、市町村による支援をバックアップする体制が必要。 なお、要保護児童対策地域協議会がその役割を十分に果たすためには、児童養護施設等をはじめとする親子関係再構築支援に取り組む関係施設・機関の積極的な関わりが重要。 | ○ 施設入所による分離ケアができない子どもに対し、市町村と民間の機関が協働して相談支援、アセスメント等を行う在宅支援を検討すべき。また、そうした手法も含めた在宅支援全体のあり方について検討が必要。 ○ 施設入所による分離と在宅の中間的ケアを提供する場として、情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設にあるような通所の機能をより利用しやすくすることについて検討が必要。 | |
| ⑧ 家庭復 帰後の虐 待の再発 防止 | ○ 児童相談所は、一時保護の解除の場合も含め、家庭復帰の検討段階から市町村と情報を共有するとともに、家庭復帰後は、児童相談所や施設等及び市町村の関係機関（母子保健、保育などの子育て支援サービス、学校等の教育関係の機関、医療機関など）が、要保護児童対策地域協議会において情報を共有し、市町村による支援をバックアップする体制が必要。 なお、要保護児童対策地域協議会がその役割を十分に果たすためには、児童養護施設等をはじめとする親子関係再構築支援に取り組む関係施設・機関の積極的な関わりが重要。 | ○ 施設入所による分離ケアができない子どもに対し、市町村と民間の機関が協働して相談支援、アセスメント等を行う在宅支援を検討すべき。また、そうした手法も含めた在宅支援全体のあり方について検討が必要。 ○ 施設入所による分離と在宅の中間的ケアを提供する場として、情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設にあるような通所の機能をより利用しやすくすることについて検討が必要。 | |
| ⑨ 在宅ケ アや施設 と在宅の 中間的ケ アの仕組 の検討 | ○ 児童相談所は、一時保護の解除の場合も含め、家庭復帰の検討段階から市町村と情報を共有するとともに、家庭復帰後は、児童相談所や施設等及び市町村の関係機関（母子保健、保育などの子育て支援サービス、学校等の教育関係の機関、医療機関など）が、要保護児童対策地域協議会において情報を共有し、市町村による支援をバックアップする体制が必要。 なお、要保護児童対策地域協議会がその役割を十分に果たすためには、児童養護施設等をはじめとする親子関係再構築支援に取り組む関係施設・機関の積極的な関わりが重要。 | ○ 施設入所による分離ケアができない子どもに対し、市町村と民間の機関が協働して相談支援、アセスメント等を行う在宅支援を検討すべき。また、そうした手法も含めた在宅支援全体のあり方について検討が必要。 ○ 施設入所による分離と在宅の中間的ケアを提供する場として、情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設にあるような通所の機能をより利用しやすくすることについて検討が必要。 | |

| 当面の課題・ 施策の方向 | 対応策 | |
|---|---|--|
| | 法律改正を要することがあり得る事項 | 運用・予算関連事項 |
| 8 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について | <p>① 施設として取り組むべき職業指導等の自立支援のあり方と方法</p> <p>オ 大学等への進学を推進するための支援の充実の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会的な自立は18歳では困難であるのが現状であり、大学等への進学を社会的な自立までの力を蓄えるための助走期間として捉え、大学等への進学を推進することも自立を促進する上で有効。 ○ 施設入所児童等の大学進学等を推進するため、施設等に対する支援の充実について検討。 <p>キ 措置延長の積極的实施等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 措置延長については、18歳を超えても支援が必要な子どもに対しては支援を継続できるという児童福祉法の趣旨等を踏まえ、地方自治体において積極的な活用を図ることが必要。 ○ 措置解除日については、現行の児童福祉法上は20歳に達する日となっているが、就学している場合には学校卒業前に退所することとなるので、当該日の属する年度の末日までとすることができないか検討が必要。また、同様の観点から、通常の措置の解除日についても、児童福祉法上、18歳に達する日ではなく、当該日の属する年度の末日までとすることも検討が必要。 ○ 一方、18歳到達直前に措置入所というケースもあり得るが、措置延長を活用しても、残りわずかな期間しか施設等に入所できないなどの課題が現行の措置延長制度にはあり、将来的な検討課題。 ○ 18歳到達後の児童福祉法第28条による措置の更新や措置延長期間中の接近禁止命令等について、取扱いを明確にすることが必要。 ○ 措置延長後の子どもの要保護児童対策地域協議会における取扱い等についての検討も必要。 ○ 一時保護中に子どもが18歳に到達する前に児童相談所が施設入所等の援助内容を決定した場合は、18歳を超えても措置できる取扱いとすることについて検討が必要。 ○ 措置延長後（18歳以上）の子どもに対し施設を変更するための措置変更ができるようにすることや、その場合に一時保護を介する場合があることも念頭に検討することが必要。 <p>ク 18歳を超えた者に係る支援のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設入所児童は様々な事情を抱えていることを考えれば、自立には通常より時間を要することから、子どもが成長して自立した大人になるまでの間、継続した関わりを持って必要な時に必要な支援を行うことが重要であり、これからの社会的な自立というゴールを目指していく場合には、18歳以降の支援も含めた支援体制を考えていくことが必要。 ○ 18歳を超えていつまで支援するかについては、①年齢で線引きすることは困難であること、②児童福祉法の児童の定義に影響すること、③20歳の成人を迎えた者に対して措置という考え方が適切なのかといった点を踏まえた検討が必要。 | <p>ア 子どもの自立の概念の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童養護施設等において自立支援を行うに当たっては、将来の人生設計を見据え、就業・就学はもとより、健康の保持や家庭を持つという視点も必要。 ○ 全ての施設において子どもの個別性を考慮した到達目標を本人と相談の上明確化する工夫についても検討が必要。 ○ どの発達段階においてもライフサイクルを意識した支援を行えるようにすべき。 <p>イ 自立支援計画の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設等への入所措置等を行ったときは、入所措置等の時点から自立を考えることが重要。児童養護施設等が子どもの自立支援計画を作成する際には、児童相談所においても必要な情報を提供するなどの計画作成の支援を行うなど、丁寧に関わっていくことが必要。 ○ 自立支援計画は、子どもの発達・成長に応じた支援を行うため、定期的に点検・評価し、見直しを行うことが必要。また、計画作成の際には、子ども本人も参画し、施設職員が丁寧にその意向を尊重することも考えられる。 さらに、発達上の課題に沿った支援を行う観点から、必要に応じて医療機関、児童福祉施設、学校（特別支援教育等）の専門機能等の活用を図ることについて検討が必要。 ○ 自立支援を効果的に行うためには、日々の丁寧な生活支援を積み重ね、職員との愛着形成を目指す過程で、精神的に満たされ、社会的な自立が可能になってくることに留意するとともに、過去の施設入所児童の家族の生活の状況や措置解除後の状況など、関連するデータを蓄積し、それを活用することについて検討が必要。 <p>ウ 進路指導、職業指導等に係る専門的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童養護施設等において、自立支援計画に基づき子どもの自立に向けて効果的な支援を提供していく必要があるが、現在の職員体制では十分ではなく、進路指導、職業指導等に係る専門的支援を行うスタッフの配置が必要。また、こうした専門的支援を行うために必要な知識や技術を習得するための研修等についても検討が必要。 ○ これについては、現状においては児童養護施設の中で職業指導を行う専門スタッフが行う必要があるとの意見と、職業指導を行う専門スタッフが行うのではなく、日常生活の中で生活支援スタッフが子どもの課題に寄り添って支援を行う必要があるとの意見があり、まずは、現行の職業指導員の成果や実績を集約し、その役割や重要性について社会的に共有することを検討することが必要。 ○ 施設入所児童等に対する職業指導や職場開拓に当たっては、ハローワーク等の就労支援機関等との連携が不可欠であるため、具体的な連携の方策を検討するとともに、企業やその他の民間団体の協力を得て行うことも検討。 ○ 施設入所児童等は、学習支援とともに、職場体験やIT技術への理解、趣味や習い事を含めて様々なことを経験できる機会を提供することが重要。その際には、このような機会を提供する企業や民間団体の活用についても検討が必要。 また、多くの場合に就業に当たって必要な条件となっている自動車運転免許を取得する機会を提供することも重要。 <p>エ 職場体験などの仕組みの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設入所児童等への理解がある雇用主の協力を得る等の方法により、職場体験を行う仕 |

| 当面の課題・ 施策の方向 | | 対応策 | |
|---------------------------------|--|---|--|
| | | 法律改正を要することがあり得る事項 | 運用・予算関連事項 |
| | | | <p>組みの構築を検討。また、過去に実施されていた職親制度を参考にしつつ、自立支援のための効果的な方策を検討することも必要。</p> <p><u>カ 当事者による支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設等を措置解除され社会に出るときには、孤独感や様々な不安等に直面することになるが、施設等を措置解除された当事者からの体験談を聴く機会を設けることは有効。 なお、こうした当事者が支援者として活動する際には、施設職員等がそれをサポートするなど、当事者が活動しやすい仕組みを検討することが必要。 |
| ② 里親や里親に委託されている子どもに対する支援 | <p><u>ア 里親委託児童に係る自立支援計画</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 里親委託児童に係る自立支援計画については、現在は児童相談所が作成しているが、里親や委託児童の状況を理解して支援を行う里親支援機関が作成することの可能性を検討。 ただし、その場合においては、里親支援機関の数が少ない地域がある等の現状を踏まえ、里親支援機関の体制の確保等の条件整備が必要であることに留意。 ○ 児童養護施設等の入所児童に対し家庭養護への移行を推進するため、施設に里親支援専門相談員を配置する取組を行っており、この里親支援専門相談員と里親支援機関が連携して、里親委託児童の自立支援計画を作成する方法も検討。 <p><u>イ 里親支援機関による支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 里親委託を推進するためには、里親支援機関事業の法定化などにより、地方自治体による里親支援の位置付けを明確化するための検討が必要。 ○ 地域の様々な資源を活用することが必要であり、その際、民間機関等の活用について検討が必要。 | <p><u>ウ 地域の複数の関係者による支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 里親委託児童の養育に当たって、専門的なアドバイスを身近に受けられる支援体制の整備が必要。 また、委託児童の養育に悩む時にスーパーバイズする体制や、レスパイトケアが十分にとれる体制の整備が必要。 ○ 里親に実子がないケースでは、母子保健に関する情報が里親に不足している場合があることから、児童相談所や市町村、乳児院などが連携して、母子保健の観点からも情報提供等の支援を行うことが必要。 また、このためには、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業について、里親家庭も対象であることを明確化した上で、積極的に活用することについて検討が必要。 ○ 里親委託児童への支援は、専門機関だけでなく里親仲間、里親の友人や地域住民など多くの人々との信頼感の醸成を図ることが重要であり、いわゆる「チーム養育」をイメージした取組の検討が必要。 | |
| ③ 特に心理的課題を抱えた子どもに対する支援 | | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被虐待児童など特に心理的課題を抱えた子どもに対して、自立に向けた適切な支援を行うため、精神科治療や心理治療といった専門性の高い支援を行うことができるよう情緒障害児短期治療施設の設置の促進などについて検討が必要。 |
| 9 退所者の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫について | ① 自立援助ホームの機能や施設における居場所づくりの取組と工夫 | <p><u>ア 大学進学者等に向けた対応</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学進学者で自立のための支援が必要な者を自立援助ホームの支援対象とすることについて、児童福祉法が対象とする年齢の範囲との関係等も考慮しつつ、検討。 この場合において、自立援助ホームに入居はしないが、自立援助ホームに配置された職員がアウトリーチにより援助を行う仕組み等も含めて検討。 ○ 自立援助ホームに入居している子ども等は、様々な家庭の問題や発達障害などの課題を抱え、就業まで結びつかないケースが増えており、また、一旦就業したが退職して再度学び直す子どももいる実態を踏まえ、自立援助ホームの機能や役割の整理が必要。 | <p><u>ア 大学進学者等に向けた対応</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本年4月から施行された生活困窮者自立支援制度と連携して取り組むことにより、自立援助ホームによる支援の対象とならない者に対する支援を行うことが必要。 ○ 自立援助ホームは、生活指導から就労指導、自立支援からアフターケアまで幅広い支援が求められており、それに対応できるだけのスタッフの体制について検討が必要。 <p><u>イ 退所者の居場所づくりの推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童養護施設等からの退所後は、状況の把握が困難となることがあるが、中には中途退学や短期間で離職する者もあり、そうした者については支援が必要であることから、施設退所後の状況調査や退所者のニーズの把握を行い、退所者の居場所づくりや見守り支援の仕組みを構築していくことが必要。 |

| 当面の課題・ 施策の方向 | | 対応策 | |
|-----------------|--|---|--|
| | | 法律改正を要することがあり得る事項 | 運用・予算関連事項 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 現状では退所者の居場所が非常に少ないことから、退所者の居場所を増やし、生活支援や相談援助などの取組を促進することが必要。これに合わせ、そうした支援を担当する支援者間の連絡を密にすることにより、ニーズの把握などを行っていくことが必要。 ○ 退所者の居場所についての情報発信が必要であり、厚生労働省や関係団体のホームページ、ウェブサイト、SNSなどを活用した情報提供を検討。 さらに、児童養護施設等の施設長等が参加する研修会等の機会を活用して、退所者の居場所づくりの取組について事例発表を行うことを通じて、退所者の居場所についての周知を図ることも有効。 ○ 退所者の居場所の整備を進めるとしても、当面の対応としては、児童養護施設等で実践している先行事例を踏まえ、退所者が離職して就職活動を行うために施設内に短期間の居場所を設けるなどの取組について検討。 ○ 地域における空き家、空き店舗等の物件の有効活用を検討することも必要。 ○ 「里親及びファミリーホーム養育指針」には、里親委託解除後も帰ることができる実家のような役割が示されているが、里親が実家のように機能するために必要な取組を検討することが必要。 |
| ② 退所者へのアフターケア | <u>イ 退所者を地域でサポートする仕組み</u> <ul style="list-style-type: none"> ○ 25歳以下を対象としたイギリスのリービングケア制度のような仕組み等について検討が必要。 | <u>ア 退所児童等アフターケア事業の推進</u> <ul style="list-style-type: none"> ○ 退所児童等アフターケア事業を推進していくことが必要。 この場合において、例えば比較的小規模な事業所でも取り組めるような方法も含め、事業所の実態に応じて柔軟に事業を実施できるような工夫も検討。 <u>イ 退所者を地域でサポートする仕組み</u> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもや若者の自立は一定の年齢になったらそこで達成されるものではなく、また、挫折や失敗を繰り返していく中で成長していくものであり、失敗してもやり直しができるような仕組みを検討することが必要。 施設退所後や里親委託解除後においても、子ども・若者支援地域協議会などのネットワークを活用しながら退所者を長期にわたり地域でサポートできる仕組みが必要。 ○ 長期的な支援を提供するためには、人材の定着が重要であるが、社会的養護分野は人材の定着の取組が不十分であるので、そうした観点からの取組について検討が必要。 ○ 個別の施設での取組は困難である場合でも、一定のエリア内の複数の施設が共同して、退所者に対して様々な支援を提供する仕組みについて検討。 ○ 支援が必要な退所者に対する見守り支援については、児童相談所から児童家庭支援センターに対する指導委託を積極的に推進することも検討。 | |
| 10 上記以外の論点 | | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所の決定に対して親は不服申立てが行えるが子どもは声を上げることができないため、子どもの代弁ができる仕組みについて検討が必要。 ○ 国として、児童虐待防止対策の施策の検討、立案、評価に必要な情報を、関係裁判例なども含め幅広く継続的に収集し、分析することについて検討が必要。 ○ その一環としてチャイルド・デス・レビューの制度化のための検討が必要。 |